

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、令和元年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 332,917 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,240,988 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	186,623			13,411	24,533	148,679
社会福祉事業	27,134				3,286	23,848
障害者福祉事業	35,618				4,313	31,305
老人福祉事業	102,028			13,411	10,729	77,888
児童福祉事業	21,843				6,205	15,638
社会保険	1,760,083	299,630			176,850	1,283,603
介護保険事業	864,188	52,653			98,270	713,265
後期高齢者運営事業	595,492	110,601			58,717	426,174
国民健康保険事業	300,403	136,376			19,863	144,164
保健衛生	1,294,282	111,084	30,000	37,601	135,091	980,506
疾病対策予防事業	112,014	1,673		36,288	8,967	65,086
母子保健事業	19,678	1,562		180	2,172	15,764
医療に係る施策	1,162,590	107,849	30,000	1,133	123,952	899,656
合 計	3,240,988	410,714	30,000	51,012	336,474	2,412,788